

コンプライアンス経営を推進します

当社では、意見投稿呼びかけ問題等を踏まえ、コンプライアンス推進体制の強化や、グループ一体となった従業員のコンプライアンス意識向上に取り組んでいます。

2013トピックス

▶ 職場研修を中心とした従業員教育を強化し、コンプライアンス意識の醸成に取り組みました

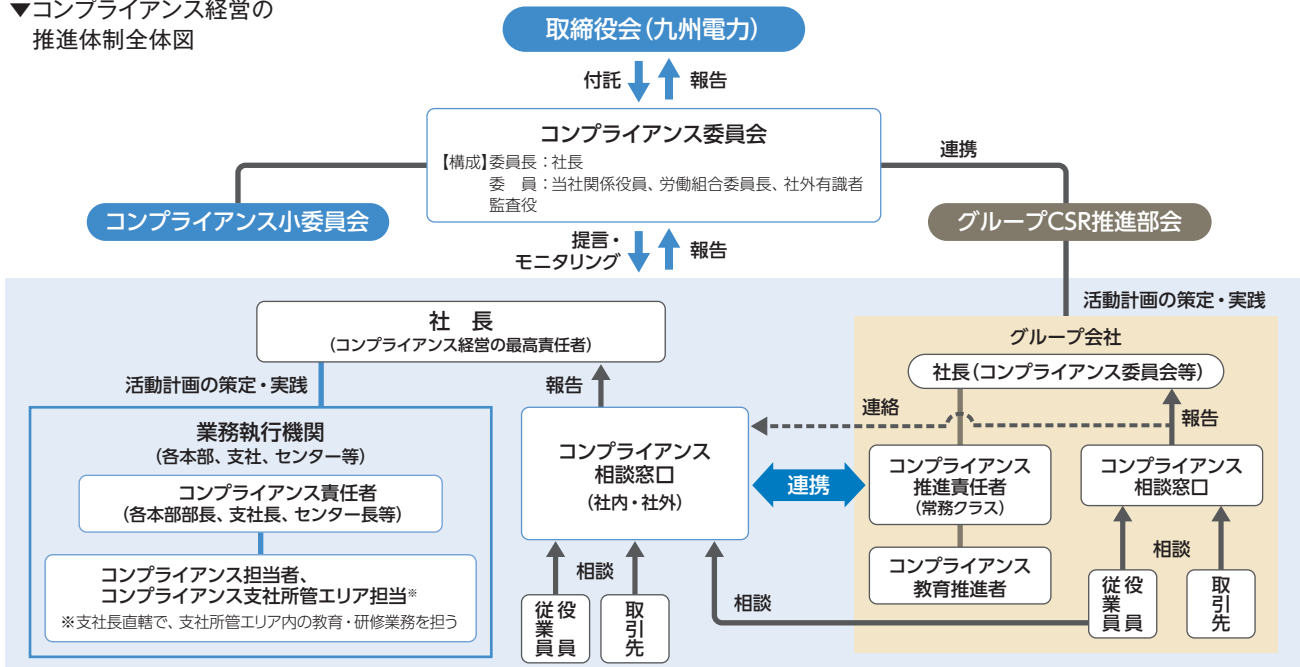
コンプライアンス経営の推進体制

コンプライアンス経営の推進体制

当社では、社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンス経営を推進しています。

また、グループ各社で構成するグループCSR推進部会(P27参照)を中心に、グループ一体となった取組みを推進しています。

▼コンプライアンス経営の推進体制全体図



コンプライアンス委員会

当社では、取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置(2002年10月)し、定期的にコンプライアンス経営に関する提言やモニタリングを行うとともに、社会的影響の大きい不祥事が発生した場合には、社外有識者から助言等を受けることとしています。

▼2013年度の主な審議・報告事項

- 不祥事案の概要及び再発防止策
- コンプライアンス推進における課題と今後の取り組み
- コンプライアンス相談窓口の運用状況
- 九州電力グループ従業員に対するアンケートによる意識調査結果

コンプライアンス委員会	[役割]	○ コンプライアンス経営に関する ・方針や対策等の提言・審議 ・実施状況のモニタリング ○ 社会的影響の大きい不祥事が発生した場合のコンプライアンス委員会社外有識者による助言等
	[構成]	委員長：社長 委員：社外有識者(3名) 労働組合委員長 当社関係役員 監査役
	[開催]	原則として年2回

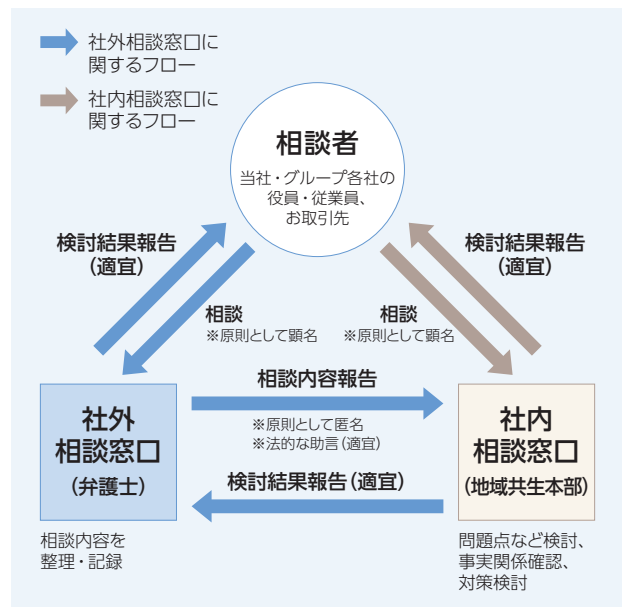
コンプライアンス相談窓口

法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見を目的に、「コンプライアンス相談窓口」を2003年2月に設置しました。また、2005年4月からは社外の弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制を整備しています。

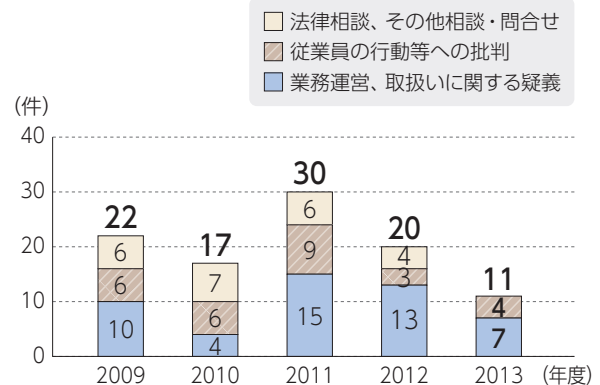
この相談窓口利用者のプライバシーは、社内規定に基づき厳格に保護され、利用者が相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

当社では、文書や社内イントラ等による相談窓口活用の呼びかけを行っており、2013年度には、11件の相談・通報が寄せられました。(その内訳は右記のとおり)

▼コンプライアンス相談窓口



▼相談・通報件数の推移



コンプライアンス意識の向上への取組み

従業員のさらなるコンプライアンス意識向上のため、各種コンプライアンス研修の充実に向けた取組みを行っています。

教育・研修による従業員の意識向上

従業員のコンプライアンス意識向上を目的に、集合研修、職場研修等を実施しています。2012年度からは、支社エリアに設置したコンプライアンス担当職位等による従業員教育を強化しています。

また、「私たちの目指す人材像」(2011年4月1日制定：P81参照)で定めた「大切にしたい5つの意識(スピリッツ)」の中に「倫理の重視」を掲げるとともに、人事考課においても評価項目とする等、コンプライアンス経営の徹底及び従業員の意識の向上を図っています。

さらに、グループ会社に対しても、コンプライアンス意識の向上に向けた研修を実施するとともに、各社のコンプライアンス教育推進者の養成を図るなど、各社における教育・研修の推進を支援しています。

コンプライアンス行動指針

当社では、判断に迷ったときの行動基準や、お客さまや株主・投資家などステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」を全役員及び全従業員に配布しています。

▼コンプライアンス行動指針の主な記載項目

- お客さまとの信頼関係の構築
- 電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- お取引先との良好な関係の構築
- 競合企業との公正な競争関係の維持
- 厳正な許認可申請・届出手続きの実施

▼コンプライアンス研修の実績(2013年度)

項目	実績
職場研修	10,198名(延べ)
階層別研修	380名
グループ会社向けの研修	CSR研修 38社 274名 コンプライアンス 教育推進者研修 14社 17名

「同じ場面に遭遇したらどうするか」

自分の事としてコンプライアンスを考えることができました

コンプライアンス研修では、他部門の方も含めた少人数の班に分かれ、用意された複数の事例に沿って、コンプライアンス上問題となる行為はないか、正しい対応とはどうだったのか、班で議論しました。

用意されていた事例は、実際に起こりうるような事例ばかりで、「同じような場面に遭遇した場合に、自分がきちんと対応できるか?」と、他人事ではなく、身近な事として真剣に考え、危機感を持つ良い機会となりました。また、班の他の参加者には、自分とは違う視点で、違うリスクに着目している方も多く、多様な価値観に気づくこともできました。

地域共生本部 まつぎ あやこ
事業法務グループ 松崎 文子



社内イントラを活用した情報共有

コンプライアンスに関する最新の情報を一元的に管理するシステムを、社内イントラネット上に開設し、九州電力グループ全体で情報共有に努めています。

今後も、職場単位での対話・教育等に有効活用できる情報を提供し、従業員のコンプライアンス意識向上を図っていきます。

▼コンプライアンス・イントラネットの掲載内容

ホームの家	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談事例集 ・法律マメ知識 ・法令情報
こんぶらサポート便	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュース&キーワード ・コンプライアンス3分間講座 ・クイズ! これって〇?×?
推進・教育ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・教育素材集
コンプライアンス経営への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス委員会、グループCSR推進部会関連資料 ・コンプライアンス関連規定文書 ・コンプライアンス、セクハラ・パワハラ相談窓口関連情報

▼コンプライアンス・イントラネット画面



コンプライアンス推進月間

毎年1月を「コンプライアンス推進月間」と位置づけ、コンプライアンス講演会を始めとする各種の取組みを全社で実施しています。

コンプライアンス講演会は、例年タイムリーな話題に関する専門家等を講師に招き、当社及びグループ会社社員を対象に開催しています。2013年度は、当社産業医及び福岡県の飲酒運転撲滅活動アドバイザーを講師として招き、「飲酒運転の根絶に向けた思い」をテーマとする講演会を開催しました。

また、各事業所においても、研修会等を積極的に行っています。

今後も各種の取組みを実施し、グループ全体でのコンプライアンス意識の徹底を図っていきます。

コンプライアンス意識調査

当社及びグループ会社の従業員を対象に、コンプライアンス意識の浸透度を把握することを目的として、コンプライアンス意識調査を実施しています。

調査結果の分析から抽出した課題を各種施策へ反映し、意識向上への取組みに活用していきます。

▼最近のコンプライアンス講演会の実績

年度	テーマ	講師
2013	飲酒運転の根絶に向けて	当社統括産業医 藤代 一也 氏 福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー 大庭 茂彌 氏
2012	インターネット社会における企業のコンプライアンス	関西大学 社会安全学部教授 高野 一彦 氏
2011	企業不祥事の発生と経営幹部の役割について	経営倫理実践研究センター 上席研究員 池田 耕一 氏

▼コンプライアンス推進月間の各種取組み

- コンプライアンス講演会
- 各職場での飲酒予定の相互確認、声かけの実施
- 飲酒運転撲滅に関する標語の募集、職場での掲示・唱和

▼コンプライアンス意識調査の概要

- 調査期間：2013年2月(グループ会社)、5月(当社)
- 回答者：25,287名(対象者の約90%が回答)
- 主な質問項目
 - ・コンプライアンスへの取組み
 - ・パワハラ・セクハラと思われる行為がないか
 - ・取引先との公平・公正な関係性
 - 他

公正な事業活動の徹底

法的リスク管理の強化

法令に対する理解・認識不足から発生する不法行為等の未然防止に向け、グループ全体としての法的サポートを充実させることにより、法的リスク管理の強化を図っています。

法令の改正情報を的確に把握するための取組み

当社では、法令の改正情報について提供を受けるサービスを導入し、都度改正情報の把握を行っています。現在では、法令のほか、九州7県及び政令指定都市の条例・規則等も対象とし、情報を適切に把握できないことに起因する法令違反の防止に努めています。

グループ会社向け関連法令ガイドブック、チェックリストの作成

2010年12月、法的リスク発生の未然防止を目的に、グループ各社に共通する労働者派遣法など6法令に関するガイドブックと自己点検用のチェックリストを作成し、グループ会社へ提供しました。

法令改正に伴う内容の見直しを行い、都度、グループ会社へ情報提供を行っています。

今後とも、グループ会社の業務における自主的な活用促進により、グループ一体となった法的リスクの低減に取り組んでいきます。

法律相談BOX

当社及びグループ会社の社員等が業務を遂行するにあたり生じる法的疑問・課題に対し、アドバイスを行う「法律相談BOX」を設置し、法的サポートの充実を図っています。

業務に関する法律相談が気軽にできるよう、都度、周知を行っています。

▼2013年度「法律相談BOX」実績

相談件数：121件

〈主な相談内容〉

- 契約書等審査
- 個人情報保護関係
- 電柱敷地関係
- 著作権関係

送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

送配電ネットワーク利用の公平性及び託送業務の透明性を確保するため、行為規制やネットワーク利用に関する規定・ルール等を制定し、これらに則して厳正な取扱いを行っています。

今後も引き続き、規定・ルール等を遵守することにより、公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めていきます。



ホームページ

企業情報→電力自由化→送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保について

お取引先と一体となった調達分野での コンプライアンス推進

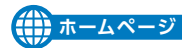
資機材や燃料の調達においては、「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」のもと、法令の遵守はもちろん、安全確保や環境への配慮など、CSRに配慮した調達活動に積極的に取り組んでいます。

また、CSRに配慮した調達活動を実践するためには、それぞれの基本方針に対するお取引先のご理解とご協力が重要であるとともに、相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠であると考えています。

このため、「資材調達基本方針」及び「お取引先さまへのお願い」（ホームページ掲載中）並びに「燃料調達基本

方針」への理解を深めていただくために、お取引先に対する情報発信・訪問等の機会をとらえ、周知・協力をお願いを実施しています。

今後も引き続き、お取引先への働きかけを行い、お取引先との対等なパートナーシップを基盤としたコンプライアンスの更なる推進を図ります。



企業情報→資材調達情報→資材調達基本方針

「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」の内容

1 オープンな調達

当社は、広く国内外の企業から、当社の事業運営上のニーズに合致し、品質・価格・納入面に優れた資材を調達します。

2 公平・公正な対応

当社は、品質・技術力・価格・経営的及び社会的信頼性・納入の安定と納期の確実性・アフターサービス・既設設備との整合性・環境配慮・継続的改善への取組等を総合的に勘案した合理的かつ公平な評価に基づき、公正にお取引先を選定するなど調達活動全般に亘り、お取引先に対し公正な対応を行います。

3 法令・社会規範の遵守

当社は、調達活動全般において、人権の尊重はもとより、国内外を問わず法令とその精神、社会規範を遵守します。また、お取引先にもこれらの遵守を求めます。

4 反社会的勢力との関係遮断

当社は、調達活動全般において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、お取引先にも同様の関係遮断を求めます。

5 環境への配慮

当社は、環境の保全や資源の有効活用に配慮した調達活動を行います。

その取組として、環境に優しい製品等を積極的に調達する「グリーン調達」を推進し、お取引先と協働して循環型社会の形成に貢献します。

※下線部は、「資材調達基本方針」のみ記載

6 安全の確保

当社は、公衆安全や作業従事者の安全を最優先する立場から、お取引先に対して適切な安全衛生管理を求め、協力して安全の確保、災害の防止に取り組みます。

7 情報セキュリティの徹底と個人情報の保護

当社は、お取引先とともに、取引によって知り得たお互いの機密情報、及び個人情報を適切に管理、保護します。

8 契約の遵守と誠実な履行

当社は、取引に関してとりかわした契約を遵守し、契約上の義務を誠実に履行するとともに、お取引先にも契約の遵守とその誠実な履行を求めます。

9 コミュニケーションの推進と相互信頼の構築

当社は、透明性の高い調達活動を行い、お取引先との良好なコミュニケーションと節度ある健全な関係を推進することにより、相互信頼を築きあげます。

10 価値の創造

当社は、お取引先を価値創造のパートナーと位置付けており、新たな価値創造に積極的に取り組まれている企業を尊重します。

そうしたお取引先とともに、最適な品質や価格を迫り、相互の発展を目指します。

11 地域・社会への貢献

当社は、調達活動においても、お取引先とともに「良き企業市民」として地域・社会の発展に寄与したいと考えております。

▼「お取引先さまへのお願い」の内容

- | | | |
|----------------|---------------|------------------------|
| 1 法令・社会規範の遵守 | 5 安全の確保 | 9 適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上 |
| 2 反社会的勢力との関係遮断 | 6 情報セキュリティの徹底 | 10 良好なコミュニケーションの推進 |
| 3 契約の遵守、誠実な履行 | 7 安定した納入 | |
| 4 環境への配慮 | 8 良質なアフターサービス | |

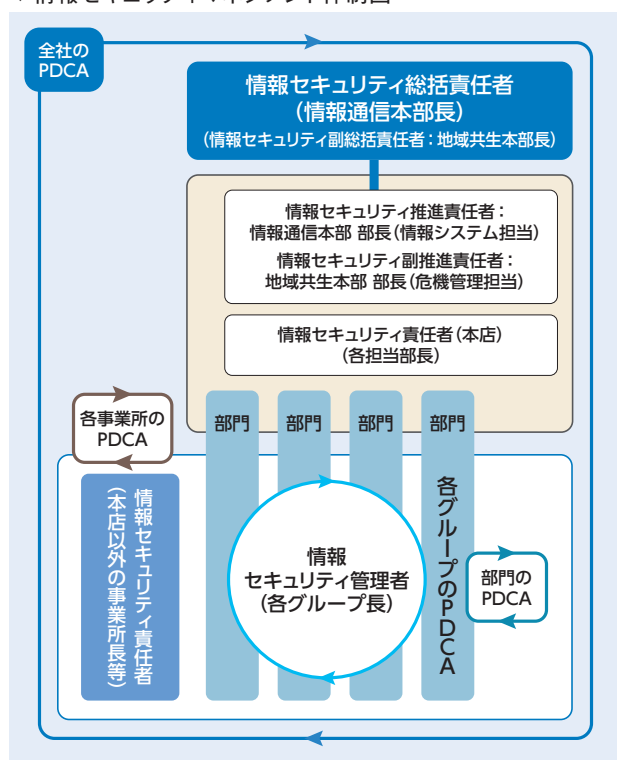
情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底

情報セキュリティマネジメント体制

当社では、情報通信本部長を総括責任者とする情報セキュリティマネジメント体制のもと、本店各本部・各事業所、各グループに責任者や管理者を配置し、社内情報や個人情報など情報管理の徹底を図っています。

また、全社、各部門、各事業所、各グループにおけるPDCAサイクルを的確に展開し、情報セキュリティの確保や個人情報保護に取り組んでいます。

▼情報セキュリティマネジメント体制図



情報セキュリティ基本方針

IT(情報技術)が企業の活動や社会生活に深く浸透することに伴い、情報セキュリティの確保は、事業活動を有機的かつ効率的に遂行するための前提条件となっております。

このため、当社においても、最新・正確な情報を適正な権限者のみが適時アクセスできる環境を構築するという「情報セキュリティの確保」が経営上の重要項目であると認識し、経営トップを最高責任者とする推進体制のもと、全社一丸となって、以下の情報セキュリティの確保に向けた取組を行います。

- 1 情報セキュリティに関する法令、その他社会的規範及び当社の情報セキュリティ管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報や情報システムの取扱いに関する規定類を整備するとともに、従業員への定期的かつ継続的な教育を行うなど、従業員による不正行為や設備の誤用等を防止する。
- 3 取引先へ本方針を周知のうえ、機密保持に関する契約を締結するなど、取引先と連携した管理体制を整備し、情報漏えい等を防止する。
- 4 建物への入退管理やネットワークへの不正アクセス防止等の安全管理対策を的確に実施し、情報の漏えい、盗難、誤用、悪用を防止する。
- 5 代替手段の確保や復旧手順の確立など、事前のリスク管理を的確に行う。
- 6 情報セキュリティに関する取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 7 経営トップは、重大な情報漏えい事故等の事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。

情報セキュリティ対策

組織的・人的・物理的・技術的な側面から、さまざまな情報セキュリティ対策を講じています。

組織的対策

従業員の規定類の理解促進に向け、各職場における情報セキュリティの取組状況確認及び不適切な状況の是正を毎年継続して実施しています。

2014年度も引き続き、適切な情報の取扱いを徹底するため、各職場での遵守状況の点検、研修の開催等を実施していきます。

人的対策

2013年度は、情報取扱ルールの理解促進に向け、情報セキュリティ管理者(全グループ長・課長)を対象とした集合研修や新入社員を対象とした教育を実施しました。

今後も引き続き、従業員の意識向上・理解浸透を図るため、各種教育を実施していきます。

物理的対策

各支社にICカード対応のセキュリティゲートを設置するとともに、全営業所に機械警備システムを導入するなど、執務室や建物への入室制限や施錠管理の徹底に必要な設備対策を実施しています。



宮崎支社セキュリティゲート

技術的対策

特定の企業を狙った標的型サイバー攻撃、新種ウイルスの増大などのインターネット上の新たな脅威に備えて、セキュリティ対策機能の強化を継続的に行っています。

また、USBメモリなどインターネットを経路しないデータの持ち込みについても、ウイルス感染防止機能の強化を継続的に実施しています。

情報流出と再発防止策

2013年度には、「電気ご使用申込書の紛失」などの個人情報の不適切な取扱いが、わずかではありますが発生しています。

こうした情報流出の再発防止を期すため、個別事案毎に事実関係の調査及び再発防止策等の検討・徹底を図るとともに、今後とも継続的に注意喚起を行い、個人情報や社内情報の適正管理を図っていきます。

委託先に対する個人情報厳正管理の徹底

個人情報保護法第22条において、委託元の委託先に対する必要かつ適切な監督が義務付けられており、委託先からの当社保有の個人情報の流出防止のため、委託先に対する個人情報取扱状況の調査及び指導を行っています。

今後も引き続き、委託先からの個人情報の流出防止に向けた管理徹底を図っていきます。

グループ大での取組み

グループ各社へ情報セキュリティ対策の向上に向けた指導や技術的対策支援を行っています。

今後も、グループ全体として情報セキュリティに関するPDCAの徹底を図っていきます。

【再発防止策】

- 関係規定類に則った情報取扱いの徹底
- 情報セキュリティ管理者(各グループ長)を対象とした集合教育や従業員教育の実施
- 社内イントラネットによる情報流出事例の情報共有(グループ会社を含む)
- 委託先に対する個人情報取扱状況の調査及び指導